特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
12	健康増進事業に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横瀬町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康管理システム(健康増進事業)では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託 先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関す る契約を締結している。

評価実施機関名

横瀬町長

公表日

令和5年4月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	健康増進に関する事務				
②事務の概要	健康増進法の規定に則り 成人検診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握に係る事務				
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア				

2. 特定個人情報ファイル名

健診対象者ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

番号法第9条第1項、別表第一の76の項 法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

②法令上の根拠

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康子育で課
②所属長の役職名	健康子育て課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務課 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地 電話:0494-25-0111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 健康子育で課 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地 電話:0494-25-0110

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和5年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価		重点項目評	価書又は全耳	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 頁目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[〇]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている		

変更箇所

<u> </u>					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
市和3年3月/日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点		
节和3年3月/日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点		
令和4年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	健康づくり課 健康づくり課長	健康子育で課 健康子育で課長		
令和4年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	健康づくり課 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬	健康子育で課 埼玉県秩父郡横瀬町大字横 瀬4545番地 電話:0494-25-0110		
サイロチャク・ロ	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点		
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点		
令和5年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	